調達管理番号・案件名
26a00385_ウズベキスタン国産業高度化のための研究・教育機能強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

質問と回答は以下のとおりです。

2026/9/28

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	11	第3条 実施方針及び留意事項 (1)円借款事業検討資料としての位置づけ	仮に本事業において対象大学の拡大（新規日本型大学の追加）や対象分野の拡大（MBA等）が盛り込まれる場合、コンセプトペーパーの再作成・再承認が必要となるのでしょうか。また、必要となる場合、コンセプトペーパー再作成・再承認に係るP/Mの追加、現地傭人・再委託費については、特記仕様書（案）第4条（3）にある通り「ウズベキスタン政府内の事業承認手続きの変更」と見做し、契約変更で対応するという理解で良いでしょうか。	現時点で想定している事業の枠組みの範囲内において、対象大学の追加や対象分野の拡大等が検討される場合であっても、直ちにコンセプトペーパーの再作成・再承認が必要になることは想定していません。 また、それに伴うコンセプトペーパーの再作成・再承認に係る追加業務や費用について契約変更による対応を前提としているものではありません。
2	14	第2章 特記仕様書案 第3条 実施方針及び留意事項 (7)本邦技術の適用／本邦企業の参入促進	「発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業の情報も参照しつつ」とあるが、参考となる資料はあるのでしょうか。	以下のリンク先から、採択された案件をお調べいただき参考にしていただけますと幸いです。 https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/index.php
3	14	第2章 特記仕様書案 第3条実施方針及び留意事項 (7)本邦技術の適用／本邦企業の参入促進	「本邦企業が有する技術・製品・アイディアの活用の可能性を検討」とありますが、共同研究、インキュベーション、スタートアップ等への活用を想定した情報収集も業務も含まれるのでしょうか。	ODA・円借款事業を形成する際には、本邦の知見・技術が最大限活用され、事業目的、ひいては、ウズベキスタンの持続的な経済成長に貢献することが期待されます。ウズベキスタン政府からも、一般的に、日本企業・技術の活躍が期待されております。 ついては、本協力準備調査においても、本邦企業が技術力を有する分野での共同研究、インキュベーション、スタートアップの可能性、あるいは、日本企業が関心を有する分野での共同研究等について、情報収集・分析いただき、ご提案をいただきたいと思います。必ずしもすべての共同研究・インキュベーション・スタートアップ等が日本企業の技術を活用することは想定されませんが、一部は日本企業の技術が活用される、あるいは日本企業も裨益が得られるような共同研究分野をご提案頂くことが期待されます。とりわけ、日本政府の「日本成長戦略」（2026年7月）にも挙げられる戦略分野と合致する共同研究等の可能性をご検討いただきたいと思います。
4	15	第2章 特記仕様書案 第3条 実施方針及び留意事項 (9) Information and Communication Technology(ICT)技術・デジタル技術の活用	先方大学に積極的にICT・技術・デジタル技術の活用を提案すると解されますが、具体的には本邦のどういった技術を提案するのでしょうか。具体的なICT、デジタル技術の案をご提示いただけますでしょうか。	本業務開始時点で導入を想定する具体的なICT・デジタル技術はございません。 受注者様には、ウズベキスタン側のニーズや課題を調査・分析した上で、本邦企業が有する技術・製品の活用可能性について情報収集・検討いただき、ご提案いただくことを期待します。
5	20	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 (7) 事業内容の検討と事業設計 3項目目	「ウズベキスタン日本型大学構想が具体化した場合には、当該大学を対象機関に含める可能性についても検討する」との記述がありますが、具体的には、現在候補に上がっている大学を二国間大学設立案に含める可能性を検討するということでしょうか。或いは、候補大学と二国間大学構想との関係性について検討するということでしょうか。	当該記載は、現在候補に上がっている大学を「二国間大学設立案に含める」という意図ではございません。 ウズベキスタン日本型大学構想が具体化し、同大学が設立された場合には、本事業への参画の可能性を検討することを想定しています。例えば、共同研究への参画等です。 本事業における協力対象大学としての追加の要否については、同大学構想の進捗や協力対象大学の選定クライテリアも踏まえ、発注者と相談の上、検討していくことを想定しております。
6	24	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 (12) 本邦技術の活用可能性の検討／本邦企業の参入促進	機材調達で可能な限り本邦製品を含むという意味でしたら、調達金額に対する本邦製品の調達比率について具体的な目標はありますでしょうか。	本邦製品の調達比率に関する具体的な目標値は設定しておりません。
7	31	第4条(31) JICA による審査ミッション等への協力	2027年2月頃に予定されているFact-Finding Missionに向けて、対象大学、重点分野、共同研究、留学計画、機材整備、実施体制等について、どの程度まで具体化・整理していることを想定されていますでしょうか。 プロポーザルにおける初期調査工程及び各調査項目の優先順位を検討する上での参考とさせていただきたく、ご教示ください。	ご指摘ありがとうございます。スケジュール表においてFact-Finding Mission(FF)が2027年2月及び5月に実施されるように記載されていますが、これは誤記となります。お詫びして訂正いたします。 FFについては、現時点では2027年5月頃及び8月頃の実施を想定しています。 また、FFでは、事業の対象機関、対象分野、協力内容、実施体制、機材整備の方向性、事業スコープ及び事業費等の主要事項について先方政府と協議し、合意形成を図ることを想定しています。本調査は、それらの内容を具体化するための情報収集・分析及び協議支援を行うものです。

以上